

# 所有者等不明農地の取扱い要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）が、所有者等不明農地について、農地法（昭和27年法律第229号、以下「法」という。）第32条第3項の規定に基づき農業委員会が公示を行い、第41条第1項の規定に基づき基金が通知を受けた場合において、基金が行う手続き等を定めるものです。

## (定義)

第2条 この要領において所有者等不明農地とは、法第32条第3項の規定に基づき農業委員会が公示を行った結果、同条第3項第3号の規定に基づき所有者等から申し出がなく、所有者等を確知できなかった農地および共有者がいる場合に、その共有者の中に自ら耕作を行う等の予定がない上に、基金への貸付けに反対する者がいることで遊休化の恐れがあると農業委員会が判断した農地をいいます。

## (借受基準)

第3条 基金が借受対象とする所有者等不明農地の借受基準は、基金の農地中間管理事業規程の3-1の農地中間管理権を取得する農用地等の基準に基づくものとし、具体的には、次に掲げる通りとします。

(1)耕作予定者が選定されており、次に掲げる区分ごとに定める基準を満たしている農地とします。

### ① 地域計画の区域内の農地

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）第19条に基づく「地域農業経営基盤強化促進計画」（以下「地域計画」という。）の目標地区において、当該耕作予定者が当該農地について農業を担う者として位置づけられている農地であることとします。

ただし、目標地区において「今後検討等」として農業を担う者が明確でない場合および地域計画の目標地区に記載された者と異なる場合にあっては、市町において地域計画の変更が確実に見込まれる場合はこの限りではありません。

### ② 地域計画の区域外の農地

次のすべての条件を満たす場合であって、農業委員会の要請のある場合または市町が促進計画の案を作成する場合に限ります。

ア 市町が今後の地域計画の策定に支障をきたす恐れがないと判断するものであること。

イ 市町が農地中間管理事業を活用して担い手への農地の集積・集約化に資すると認めるものであること。

(2) 基金は、前号にかかわらず、農地として利用することが著しく困難なものとして次に掲げる農地は借受対象としないものとします。

① 農業委員会による利用状況調査（農地法第 30 条）において再生利用が困難と判定されている農地

② 1号休農地の黄色区分（注）であって、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていない農地

（注）現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地（農地法第 32 条第 1 項第 1 号の遊休農地）のうち、草刈り等では直ちに耕作することはできず、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地をいいます。

③ 用排水や接道がない狭小地や傾斜地であるなど、農用地等として利用することが著しく困難であることが形状または性質から明らかであり、かつ、土地改良事業等による利用条件の改善が予定されていない農用地等

（農業委員会による情報提供等）

第 4 条 基金と農業委員会は、所有者等不明農地の探索後の手続きを円滑に進めるため、次の事項について連絡調整等に努めるものとします。

(1) 農業委員会は、法第 32 条第 3 項の規定による探索を開始しようとする場合、基金に対しあらかじめ当該農地に関する情報提供（別記様式 1 号）を行うとともに、前条に規定する基金の借受基準に照らし当該農地の活用見込みについて協議・調整するものとします。

(2) なお、農業委員会が基金に情報提供する内容は、当該農地の概要や利用状況、周辺農地の利用状況や地代および耕作予定者の氏名、住所、経営概要に関する情報、地域計画との整合性等とします。

(3) 農業委員会は、探索後の当該農地の活用を確実なものとするため、当該農地の耕作予定者に対し、借受農地の利用に係る事項について、あらかじめ書面（別記様式 2 号）により同意を得るものとし、同意が得られた場合は、その写しを基金に送付するものとします。

（利用権設定の可否の判断と知事への裁定申請）

第 5 条 基金は、所有者等不明農地について農業委員会から法第 41 条第 1 項前段に基づく通知があったときは、第 3 条に掲げる借受基準および前条による農業委員会の情報

をもとに借受が可能か否かの判断を行い、借受が可能と判断した場合は、当該農地の利用権の設定に関し法第 41 条第 1 項後段に基づき知事に対し裁定を申請するものとします。

なお、裁定申請により取得する利用権の存続期間は、原則として5年間を限度とし、耕作予定者と基金の間で貸借期間についてのあらかじめ合意がされた期間とします。

2 また、借受基準に適合しないと判断した場合は、当該農地の借受は行わないこととし、その旨を別記様式 3 号により農業委員会に通知するものとします。

#### (補償金の供託)

第 6 条 基金は、法第 41 条第 4 項により当該農地の利用権を取得した場合は、同条第 5 項に基づき知事の裁定により定められた利用権の始期までに、同裁定において定められた補償金を当該農地の所有者等のために供託するものとします。

#### (賃貸期間等)

第 7 条 基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号、以下「機構法」という。）第 18 条に基づく農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）により耕作予定者に当該農地を貸し付けるものとし、賃貸期間は、原則として、機構法第 18 条第 1 項により知事の認可を受けた日の翌日から、法第 41 条第 5 項に基づき知事の裁定により取得した利用権が満了する日までの期間とします。

#### (賃料の支払い等)

第 8 条 耕作予定者は、基金が指定する期日までに貸借期間における賃料の総額を一括して納付するものとします。

#### (その他)

第 9 条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、理事長が別に定めるものとします。

#### 附則

1 この要領は、令和 5 年 1 月 20 日から施行します。

#### 附則

1 この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行します。

別記様式1号（第4条第1号関係）

番 号  
日 付

公益財団法人  
滋賀県農林漁業担い手育成基金 あて

〇〇市（町）農業委員会事務局長

農地法第32条第3項の規定に基づき探索を予定している農地について

このことについて、所有者等不明農地の取扱い要領第4条の規定に基づき別紙のとおり  
情報提供します。

（別紙）

所有者不明農地の概要等

- 1 概要
  - （1）所在・地番
  - （2）地目・面積
  - （3）現在の利用状況
  - （4）圃場整備や用排水、接続する農道の状況
- 2 周辺農地の状況
  - （1）栽培されている農作物
  - （2）10aあたりの平均地代
- 3 耕作予定者
  - （1）氏名（法人にあつては法人名）
  - （2）住所
  - （3）経営概要（経営面積、品目、従事者数等）
- 4 地域計画との整合性
- 5 その他特記事項

所有者等不明農地を借り受けることについての同意書

〇〇市（町）農業委員会 会長 あて

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金理事長 あて

私は、下記の農地について、農業委員会が農地法第32条に基づく探索の結果、所有者等不明農地であることが判明した場合において、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「基金」という。）から借受けが可能となった場合は、下記の借受条件に従い借り受けることに同意します。

記

1 借受対象となる農地

所在・地番	地目	面積（㎡）	備考

2 借受条件

- 基金と賃貸借の契約を結ぶ期間は令和〇年〇月〇日※までとする。
- 借り受ける農地の契約期間に支払うべき賃料の総額を、基金が指定する期日までに一括して納付する。
- 納付した賃料については、途中解約した場合でも、基金に対しその返還を求めない。
- 借り受けた農地については、農作物の生産のため適切に利用するとともに、農地が属する集落の農業組合や土地改良区等関係組織等との円滑な調整に努める。

令和 年 月 日

住所：

氏名：

※法人にあつては法人名および代表者名

※自筆による署名または押印

※ 契約期間は、原則として5年間としますが、それ以外の期間を希望される場合は、あらかじめ基金と協議してください。

別記様式3号（第5条第2項関係）

滋担基第〇〇号  
令和 年( 年) 月 日

〇〇市町農業委員会会長 様

公益財団法人  
滋賀県農林漁業担い手育成基金  
理事長 〇〇 〇〇

農地中間管理権の設定に関する知事への裁定申請について（通知）

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇〇号により農地法第41条第1項に基づく通知のありました下記の農地について、農地中間管理事業規程 3-1 農地中間管理権を取得する農用地等の基準に照らし検討したところ、当該基準に適合しないことから、当該農地の利用権を取得しないこととし、知事への裁定申請を行わないこととしたので通知します。

記

1 利用権の取得を行わない理由

所在・地番	地目	面積 (㎡)	利用権を取得しない理由
			1 借受希望者が見込めないため 2 その他 ( )